

ため池の土木遺産評価と管理・利活用 Evaluation, Management and Utilization System of the Irrigation pond as Civil and Rural Engineering Heritage

堀川 洋子

HORIKAWA Yoko

1. はじめに

ため池は全国で約 20 万箇所存在し、そのうち受益面積 2ha 以上のものは約 6.1 万あり、江戸期以前及び不明のものは約 70%、明治・大正期は約 20%、昭和以降は約 10% が該当する。その中には、かんがいの機能が失われて、廃止を検討せざるを得ないものも含まれている。一方で、地域性を具現化し、良好な農村景観や生物多様性を保持しているものもある¹⁾。

平成 22(2010)年、農林水産省によって、全国のため池から、一定基準に基づき、特に秀でた特徴を有している「ため池 100 選」が選定された。また、国際かんがい排水委員会 (ICID) による世界かんがい施設遺産に登録されて、日本の灌漑技術が世界的視野でみても優れていることを、実物を持って証明しているため池もあり、現在も新たな申請と登録が継続されている²⁾。

選奨制度から漏れてしまったものの中にも、地域にとってかけがえのない土木遺産としての価値を有すると考えられるため池も少なくない。

本稿では、ため池全般を対象に、ため池と“土地”や地域との関係性に着目した土木遺産評価及び管理・利活用の考え方について、検討を行う。

2. 土地を重視した評価視点

土木遺産には、構造物 (モノ) に焦点をあてて構造物そのものの技術・意匠・系譜を評価する見方と、土木施設を土地と合体

した構造物と捉えて、土地を重視する見方がある。土地に焦点をあてる見方は、「土地を構成要素とするシステム」と、土木施設が「土地にかかわる歴史」を評価視点とする^{3), 4)}。

ため池を「システム」として捉えたとき、取水～圃場～排水までの利水・治水システム全体が対象となる。構造物 (モノ) が廃止・撤去された場合、構造物が存在した位置 (土地) が重要になる。ため池本体やその周辺環境だけでなく、導水路や水田の効用や多面的機能等も組み入れて評価することができる。

「土地にかかわる歴史」は、文献調査や現地調査、ヒアリング等によって、土木施設が地域・都市・国土とかかわって蓄積してきた歴史を明らかにする。土木遺産 (土地+モノ) は、明らかにされた歴史の物的証拠 (語り部) となる。抽出された歴史的内容や物語は、公園のレイアウトやデザイン、地域学習、観光等に利活用できる。

3. 管理・利活用

土木施設を土地と合体した構造物と捉えて、そこから生じる利益を検討した既往研究に、新沢・華山と志村の研究がある。

新沢は、『農業剰余価値形態論』(1954 年) で、農業によって土地から生み出される利潤の形態を検討し、得られた知見は、土地改良だけでなく、治水、発電、鉱山など「土地に合体する資本が大きな意味を持つ分野」である土木事業一般にも役立つとした⁵⁾。

筑波大学生命環境系, Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

ため池, 土木遺産, 利活用, 土地改良区, 市町村, 農村振興, 農村景観, 利益配分, まちむら資産

新沢・華山はため池について、『水利の開発と調整』(1978年)で、宅地造成に起因する無秩序なため池の廃止に対し、代替水源を用意するなど計画的な廃止や「緑地水面公園」としての活用など、国土・地域・都市計画にも踏み込んだ対策案を提言した⁶⁾。

志村は、44年前の1975年の論文で、水利団体の変化がもたらす新しい経営像として、次の二つの組織形態を示した⁷⁾。

①土地改良区内における借地企業経営(水使用者)と土地持ち労働者(水利権者)への分解

②土地改良区の再編成と新たな地域農業の組織化に基づく地域的水管理組織

ため池の土木遺産利用を検討する場合、その利益の享受者は、地域・都市住民全体となるため、土地改良区の本来的な役割の範疇を超える。地域産業や地域全体との関係が深まり、上述した②の方向にシフトすると考えられる。

一方で、ため池の廃止や新たな利活用は、新たな土地改良区や地域内外の組織との連携をコーディネートする市町村の役割への期待を増大させることになる。

土地や水などの地域資源を利用した土木事業によって得られる利益やそれらを取り扱う実務は、制度などによる国や県への誘導が加わらない自然な状態では、市町村に帰属する性質がある^{8), 9)}。

地方自治への模索が続く現代において、実際に、市町村に実務が集中して処理能力の限界を超過しているという声も聞かれる。十分な注視が必要である。

4. 利益の地域への還元

土木遺産として認識された土木施設は、一般的には、なんらかの文化的な整備事業が施行されるが、整備だけで終わらせず、地域の経済活動や生活に循環的に組み込み、利益を地域に持続的に定着させる企画やしぐみが必要である。

土木遺産の利活用形態は、一義的な「一次利用」と二義的な「二次利用」の2種類がある¹⁰⁾。ため池の場合、前者の「一次利用」は、農業利用である。後者の「二次利用」は、観光、レクリエーション、福祉、地域学習等であり、都市農村交流に寄与する“まちむら資産”としても期待できる。

農村振興とのかかわりの中で考えることが重要であり、市町村の役割がますます大きくなることが予想される。

謝辞

JSPS 科研費 JP16K06529 (近代発電用ダムの成立条件としての「地域・都市」の利益調整に関する研究, 研究代表者: 堀川洋子) の助成を受けた。

参考文献

1) 農林水産省 (更新日: 2019.2.7): ため池, 入手先 <http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/>.

2) 農林水産省 (更新日: 2018.12.18): 世界かんがい施設遺産, 入手先 <<http://www.maff.go.jp/nousin/kaigai/ICID/his/his.html>>.

3) 堀川洋子, 伊東孝 (2001): 「近代土木遺産」の評価に関する一考察, 土木史研究, **21**, 77-88.

4) 堀川洋子 (2007): 「土地」と「歴史」を重視した近代土木遺産の評価視点に関する研究, 日本大学, 217-230.

5) 新沢嘉芽統 (1954): 農業剰余価値形態論, 東京大学出版会, はしがき 4.

6) 新沢嘉芽統, 華山謙 (1978): 水利による地域総合開発計画, 水利の開発と調整 (上巻), 時潮社, 251-295.

7) 志村博康 (1975): 開発コスト上昇期の河川水利分析, 水利科学, **103**, 55-73.

8) 堀川洋子, 佐藤政良, 石井敦 (2017): 明治期の鬼怒川における発電水利権の申請と許可の実態, 農村計画学会誌, **36** (論文特集号), 323-329.

9) 堀川洋子, 佐藤政良, 石井敦 (2018): 地域資源の視点からみた水力発電の利潤配分, 農村計画学会誌, **37** (論文特集号), 168-175.

10) 前掲書 3), 77-88.